平成27年9月28日 議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、議会報告会、意見交換会、行政視察など議会等が行う行為に関して、PPDCA サイクルを適用することにより、その行為の進行管理、結果の振り返り、成果の評価及び次の 目標設定などに活用することを目的とし、そのために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) PPDCA 計画(Plan)、手順・経過(Process)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)の、 それぞれの英語の頭文字を繋げたものをいう。
  - (2) PPDCAサイクル ある行為に対してPPDCAの一連の流れをあてはめていくことをいう。 (対象行為)
- 第3条 PPDCAサイクルの対象とする行為(以下「対象行為」という。)の主なものの例示は、次のとおりとする。
  - (1) 議会が主体となって行うもの

議会報告会、政策討論会、政策提言、議員間自由討議、各種団体との意見交換会、議会改革 に係る各種取組み、議員定数・報酬・政務活動費の見直しなど

(2) 委員会が主体となって行うもの

政策条例等の策定、政策提言、行政視察、各種団体との意見交換会、議会改革に係る各種取組など

(対象外行為)

- 第4条 PPDCAサイクルの対象としない行為の主なものの例示は、次のとおりとする。
  - (1) 議会が主体となって行うもの

本会議における議案等の審議(質疑・質問・討論・採決等)、請願の審議、陳情・要望等の処理、意見書その他議会議案の審議、決議、全員協議会、議員協議会、議会だよりの編集・発行、ホームページ・フェイスブックの更新、議会の予算に関すること、政治倫理に関することなど

(2) 委員会が主体となって行うもの

本会議における議案等の審査(質疑・質問・討論・採決等)、請願の審査、陳情・要望等の処理、委員協議会など

(3) 会派が主体となって行うもの 研修会、視察、市政報告、会派代表者会議など

(4) 議員個人が行うもの

政治活動、政務活動、選挙活動、陳情・要望対応や市民相談等の議員活動、文書質問など (期間)

第5条 PPDCAサイクルの期間は、年度内を単位とする。ただし、検証のためにある程度の経過が必要な場合などは、この限りでない。

(PPDCAサイクル表)

- 第6条 議会又は委員会は、対象行為を実施する場合は、PPDCAサイクル表を記載しなければならない。
- 2 PPDCAサイクル表の記載は、その所管する各担当書記が行うものとする。
- 3 PPDCAサイクル表は、様式第1号とする。

(管理台帳)

- 第7条 PPDCAサイクルを全体的に把握するため、PPDCA管理台帳を備えるものとする。
- 2 担当書記は、PPDCAサイクル表を記載するときは、管理台帳の番号を取り、件名を記載し、サイクルに応じてその都度、必要事項を記載していかなければならない。
- 3 PPDCA管理台帳は、様式第2号とする。

(計画(Plan))

- 第8条 議会又は委員会は、対象行為について、最初に計画を立てなければならない。
- 2 計画を立てる際は、誰が、いつ、どこで、何を、なぜ・何のために、どうする、ということ をできるだけ明記しなければならない。

(手順·経過(Process))

- 第9条 議会又は委員会は、計画を立てたときは、実行に向かって必要な手順を考え、それに基づいて手続きを行わなければならない。
- 2 実際に行った手続きについては、その経過が分かるように時系列ごとに、その旨を記載していき、その行為の進行管理のための資料として活用する。

(実行(Do))

- 第10条 議会又は委員会は、対象行為を実行した際は、その詳細を明記しなければならない。
- 2 実行しなかった場合及び実行できなかった場合についても、その旨を明記しなければならない。

(検証(Check))

- 第11条 議会又は委員会は、対象行為を実行した後、検証作業を行わなければならない。
- 2 検証は、実行後、速やかに行うものとする。ただし、政策条例の施行など、成果を把握する ために一定の期間を要する場合は、その状況を勘案した上で適宜行うものとする。
- 3 実行しなかった場合及び実行できなかった場合についても、検証作業を行わなければならない。

(改善(Action))

- 第12条 議会又は委員会は、検証に応じて必要な改善を図り、又は、必要がある場合は議長を通 して市当局へ申し入れするなど、適切な措置を講じなければならない。
- 2 改善すべき内容をまとめたもののうち必要な事項は、次の計画として位置付けるものとする。 (補則)
- 第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年度分から適用する。

## 様式第1号(第6条関係)

## 平成 年度 PPDCAサイクル表

台帳番号	年度	番	当初起案日	平成	年	月	日
所管			担当者 職	· 氏名			

サイクル	年月日	内 容 等
計画		
Plan		誰が:
		いつ:
		どこで:
		何を:
		なぜ (何のために):
		どうする:
手順•		
経過		
Process		
実行		
Do		
検証		
Check		
改善		
Action		

## 平成 年度 PPDCA管理台帳

番号	件名	所管•担当書記	起案日(計画)	実行日	検証日	改善内容
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17	3					
18						
19						
20						